

令和6年3月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第1063号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月27日

判 決

5 当事者の表示

別紙1「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1億0054万2769円、並びに、その内金である別紙4「損害認定額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで年5%の割合による金員及び内90
10 0万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを103分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 15 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1億0360万8958円、並びに、その内金である別紙2「損害賠償額計算書」の「損害額」欄記載の各金員に対する同「支払年月日」
20 欄記載の各支払日(不法行為の日)から各支払済みまで年5%の割合による金員及びうち941万円に対する令和4年9月29日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、宮城県石巻市及び東松島市の行政区域の住民に生活用水その他の浄水を供給するために地方公営企業法2条に基づいて設置された地方公営企業である
25 原告が、活性炭の製造販売等を目的とするクラレケミカル株式会社(以下「クラ

レケミカル」という。)を吸収合併した被告に対し、原告が管理する浄水場に用いる活性炭の供給を受けるために実施した平成25年度から平成28年度までの4回の入札において、クラレケミカルが他の者と供給調整行為(談合行為)を行ったことを理由として、不法行為に基づき、上記各入札の結果に基づいて平成25年5月から平成28年11月までの間に原告に売り渡されたクラレケミカル製造に係る活性炭について、原告が支払った売買代金のうちの談合行為がされなければ形成されたであろう想定落札価格(以下「適正価格」という。)を超える部分に相当する損害賠償金合計9419万8958円及びその内金に対する不法行為の日(各代金支払日)から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5%の割合による各遅延損害金並びに弁護士費用相当額941万円及びこれに対する不法行為の後の日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実及び証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認めることができる事実。書証は、特段の断りのない限り、枝番を含む。以下同じ。)

(1) 当事者等

ア 原告は、宮城県石巻市及び東松島市の行政区域の住民に生活用水その他の浄水を供給するため、地方公営企業法第2条に基づいて設置された地方公営企業であり、業務の執行に関する代表者は、地方公営企業法第7条及び第14条に基づく条例によって置かれた「企業長」である。原告は、自らの水道用水供給事業のために「鹿又取水場」及び「六本木浄水場」という2つの浄水場(以下「本件取水場等」という。)を管理、運営しており、本件取水場等に活性炭の供給を受けている。

イ クラレケミカルは、活性炭の製造・販売等を目的とする株式会社であったが、平成29年1月1日に親会社である被告に吸収合併された(弁論の全趣旨)。

(2) 活性炭の供給に係る入札についての合意の存在

本町化学工業株式会社（以下「本町化学」という）は、かねてから、東日本
地区の所在する地方公共団体が入札または指名見積合わせ（以下「入札等」と
いう）の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（以下「特定活性炭」とい
う。）について、入札等に係る物件、自社の活性炭を供給した者、受注者とな
った窓口業者、契約数量、落札金額等の情報を管理していたところ、クラレケ
ミカル及び本町化学を含む活性炭の販売業者１６社（以下「談合参加業者ら」
という。）は、遅くとも平成２５年１０月２４日以降、特定活性炭について、
各社の利益を確保するため、下記のとおり、供給予定者を決定し、供給予定者
が本町化学を介して供給できるようにしていた（以下「本件基本合意」とい
う。）。

記

(1)ア 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学を介して供給する

イ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する
旨の合意のもとに

(2)ア(ア) 本町化学は、特定活性炭の入札等に先立ち、本町化学を除く他の談
合参加業者らと個別に面談し、他の談合参加業者らに対して、本町化
学が作成した入札結果表を配付する

(イ) 他の談合参加業者らは、本町化学に対し、前記(ア)の配付された入札
結果表に記載の物件の中から、自社が供給予定者となることを希望す
るものを伝える

(ウ) 本町化学は、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり
示した特定活性炭の仕様、他の談合参加業者らの前記(イ)の希望、入札
結果表に記載の特定活性炭の供給実績等を勘案して、他の談合参加業
者らのいずれかを供給予定者として物件を割り振る

イ 窓口業者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」とい
う。）のうち、

(ア) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者若しくは本町化学が単独で、又は両者の協議によるなどして決定する

(イ) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるようにする

ウ 入札等において前記イの入札価格等を窓口業者に提示させる

エ 本町化学は、特定活性炭の各入札等が実施された後、入札結果表を随時更新し、当該入札結果表を、更新日以降に実施される前記アの行為に用いる

(3) 原告による入札の実施と活性炭の納入

ア. 原告を含む東日本地区に所在する地方公共団体は、浄水場等に供給を受ける活性炭（特定活性炭）について、入札等を実施しており、原告は、平成25年以前から、本件取水場等に供給を受ける活性炭について、活性炭の仕様、契約期間中の活性炭の使用予定数量等を示して、年度毎に1回、納入期間を当該年度の随時、参加者に1kg当たりの金額を入札価格として提示して参加させる方式（以下「年間単価契約方式」という。）により、それぞれ入札を実施していた（弁論の全趣旨）。

イ 原告による平成25年度から令和元年度までの上記アの入札の結果は別紙3「入札結果一覧表」記載のとおりであり、クラレケミカルの窓口業者であった石巻環境サービス株式会社又は同社が商号変更した株式会社アイ・ケー・エス（以下、商号変更の前後を区別せず「アイ・ケー・エス」という。）は、平成25年度（平成25年4月26日）、平成26年度（平成26年5月20日）、平成27年度（平成27年5月14日）及び平成28年度（平成28年5月20日）の各入札（以下「本件各入札」という。）に参加してこれを落札し、原告との間で、落札価格を消費税及び地方消費税を含まない売買単価とする活性炭の売買単価契約をそれぞれ締結し、本件取水場等向けの活性炭の納入業者となった（甲4ないし10、甲13ないし16、弁論の

全趣旨)。

ウ クラレケミカルは、平成25年度から平成28年度までの間、別紙2「損害賠償額計算書」の「活性炭を使用する施設の名称」記載の施設に、同「受注業者」欄記載の業者(アイ・ケー・エス)を通じて、同「供給を受けた活性炭の品番」欄記載の活性炭を、同「供給回数」欄記載の回数にわたり、同「供給年月日」欄記載の日に、同「供給数量」欄記載の数量(単位kg)を、同「契約単価」欄記載の単価により供給した。

これに対し、原告は、同「支払年月日」欄記載の日に、同「支払金額」欄記載の金額の売買代金を支払った(弁論の全趣旨)。

エ 原告は、令和2年度及び令和3年度においても本件取水場等のために供給を受ける活性炭について入札を実施し、令和2年度については、購入予定数量を27万6120kg、売買単価(落札価格)を1kg当たり128円50銭として、令和3年度については、売買単価(落札価格)を1kg当たり115円として、納入業者との間で売買単価契約を締結した(甲50、51)。

(4) 排除措置命令等

ア 公正取引委員会は、活性炭の談合疑惑があるとして、平成29年2月21日、本町化学やクラレケミカルに対して立入検査を行った(甲1)。これにより、同日以降、本町化学やクラレケミカルを含む談合参加業者らは、本件基本合意を解消してこれに基づく行為を取りやめた(甲1、弁論の全趣旨)。

イ 公正取引委員会は、令和元年11月22日付けで、クラレケミカルを吸収合併した被告を含む活性炭の販売業者16社(談合参加業者ら)に対し、本件基本合意に基づく談合行為が不当な取引制限に該当するとして排除措置命令(令和元年(措)第9号。以下「本件排除措置命令」という。)をするとともに、被告に対し、2155万円の国庫への納付を命じる旨の課徴金納付命令(令和元年(納)第22号。以下「本件課徴金納付命令」という。)をした(甲1、24)。なお、本件課徴金納付命令においては、原告の運営す

る本件取水場等に関する本件各入札のうちの平成26年分から平成28年分までの入札は、課徴金算定の基礎となる売上額に計上される物件に含まれていたものの、平成25年分の入札はこれに含まれていなかった（甲24）。

ウ 被告に対する本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令について、いずれも、被告によって不服申立ての手續がされることなく確定した（弁論の全趣旨）。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件各入札に係るクラレケミカルの不法行為の成否

(原告)

ア クラレケミカル及び他の活性炭製造業者（以下「メーカー」という。）は、東日本に所在する地方公共団体が発注する活性炭の入札等について、平成18年以前から、メーカー同士でお互いに連絡を取り合って、どの業者が活性炭の納入予定メーカーになるのかの調整を行なっていたが、その後、コンプライアンスの観点から直接連絡を取り合うことが問題となったため、販売会社である本町化学を引き込んで、本町化学にメーカー間の受注調整の橋渡し役を担わせるようになった。そして、本町化学は、自社が調整を行なった物件について、原則としてメーカーと販売会社との間の商流に入って、マージンを得るという形で利益を確保していた。

イ クラレケミカルを含む談合参加業者らは、遅くとも平成25年10月24日以降、特定活性炭について、各社の利益を確保するため、納入予定者を決定し、納入予定者が本町化学を介して納入できるようにする旨の本件基本合意をした。

ウ クラレケミカルを含む談合参加業者らは、入札が行われる年度の前年の概ね10月頃から当年の2月頃にかけて、本町化学の担当者であった活性炭グループの■■■■（以下「■■■」又は「本町化学の■■■」という。）等において、クラレケミカルを担当者であった■■■■（以下「■■■」又は「クラ

レケミカルの■■■)という。)等から納入希望の案件を聞いた上、各年度の
入札が実施される前の時期までに、他のメーカーとの間での調整を行なって、
クラレケミカルに対して「頭メーカー」として指名する旨の連絡を行ない、
■■■らの了承を得ていた。クラレケミカルは、原告が実施した平成25年度
5 の入札を含む本件各入札においても、本町化学に対し、窓口業者が落札者とな
って自らが製造する活性炭が原告に納入されることを希望し、その了解を
得た上、窓口業者に対して納入価格を提示し、当該窓口業者においてその金
額に基づいて入札をし、本町化学の調整の下、他のメーカーにおいて、被告
10 の納入価格を上回る金額を窓口業者に提示し、クラレケミカルが落札できるよ
うにするという不正な協力を行っており、その結果として、本
件各入札において、クラレケミカルが落札し、これを落札して活性炭の納入業者となり、原告に適正価格を超える不当な金額
の売買代金を支払わせることによって後記2の損害を被らせた(以下、本件
各入札における個別の供給調整行為を「本件各個別談合行為」という。))。

15 エ 上記のようなクラレケミカル(被告)の行為(本件各個別談合行為)は、原告に対
する不法行為を構成する。

(被告)

ア 公正取引委員会が本件排除措置命令で認定した本件基本合意については認
めるが、本件基本合意だけで原告に損害が発生するわけではない。本件は、
20 メーカー同士が事前に話し合っただけで談合行為を行っていたというものではない
ことからすると、原告は、本件各入札において本件各個別談合行為が行われ、
活性炭について適正価格を超える不当な金額の売買代金を支払うことを余儀
なくされて損害を被ったと主張するのであれば、本町化学において、クラレ
ケミカルとの間だけでなく、入札に参加したクラレケミカル以外のメーカー
25 (窓口業者)との間でも個別調整を行ったことを主張立証しなければならない
ところ、これがされていない。

クラレケミカルは、本件各入札において、本町化学とだけしかやり取りをしておらず、原告への活性炭の納入価格を提示したのも十全株式会社（以下「十全」という。）に対してであって、窓口業者であるアイ・ケー・エスに納入価格を提示したことはない。クラレケミカルは、他のメーカーがクラレケミカル

5 クラレケミカルの提示した納入価格を上回る金額で入札するように窓口業者に指示したということについても、認識していない。

イ 次に、本件各入札には、本件排除措置命令の名宛人となっていない、いわゆるアウトサイダーである株式会社トーケミ（以下「トーケミ」という。窓口業者・株式会社ミナト商会石巻営業所。）と多木化学株式会社（以下「多木化学」という。窓口業者・株式会社遠藤商会。）が参加していた。アウトサイダーが参加する入札では、アウトサイダーの協力なくして談合に基づいて落札（受注）をすることはできないから、原告が本件各入札において談合を理由として不法行為に基づく損害賠償請求をするのであれば、上記のアウトサイダーの協力を受けたことについて主張立証すべきであるところ、これ

10 がされていない。

15

(2) 原告の損害

(原告)

ア クラレケミカルの前記(1)の不法行為（本件各個別談合行為）によって原告が被った損害は、不正な入札等による現実の「落札金額」（＝契約金額）から、談合行為がなければ形成されたとであろう想定落札価格（適正価格）を差し引いた金額となる。そして、適正価格の基準となる適正単価は、本件のように談合の始期が不明確である場合には、談合に係る基本合意が解消された後の「契約単価」の平均値によって算出すべきである。

20

イ 原告が本件基本合意の解消後に本件取水場等に用いる活性炭の供給を受けるために実施した入札における落札価格である「契約単価」は、別紙3「入札結果一覧表」のとおり、平成29年度が1kg当たり135円、平成30

25

年度が1kg当たり132円、令和元年度が1kg当たり128.9円であったから、この3か年度の平均値である1kg当たり131.96円が適正価格の基準となる適正単価となる。

ウ そうすると、別紙2「損害賠償額計算書」のとおり、本件各入札における「契約単価」から前記イの適正単価を控除した損害額の単価を、契約単価で除した割合を「損害金割合」とし、実際の「支払金額」に上記「損害金割合」を乗じて得られる「損害額」（合計金9419万8958円）と弁護士費用相当額941万円が、クラレケミカルの不法行為である本件各談合行為によって原告が被った損害となる。

(被告)

原告が主張するように、談合に係る基本合意解消後に実施された入札の落札金額によって談合行為がなされなければ形成されたであろう想定落札価格(適正価格)を推認するためには、基本合意の解消の前後で「価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない」ことが、原告によって主張立証されなければならない。

しかし、上記のような主張立証はされていないから、原告が本件基本合意解消後の平成29年度から令和元年度に実施した活性炭の入札における落札価格である契約単価の平均値をもって、適正単価(適正価格)であるということはできず、これに基づいて原告の損害を認定することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 本件各入札に係るクラレケミカルの不法行為の成否について

(1) 判断

ア 被告及び本町化学を含む談合参加業者らの間で、本件排除措置命令(甲1)で認定された本件基本合意がされていたことは、前記前提事実のとおりである(当事者間に争いがない。)

その上で、本件では、本件各入札におけるアイ・ケー・エスによる落札と

それに基づく活性炭の売買契約の締結が、本件基本合意に基づく個別調整（本件各個別談合行為）の結果によるものであるか否かが問題となる。

イ この点、まず、前記前提事実のとおり、被告に対する本件課徴金納付命令においては、原告の本件取水場等に関する平成26年度から平成28年度までの入札が談合の対象物件とされている。また、前記認定事実のとおり、クラレケミカルや本町化学を含む談合参加業者らの間で本件基本合意がされていたところ、本件各入札は、上記各年度の入札はもとより、本件課徴金納付命令の対象物件とされていない平成25年度の入札についても、本件基本合意の対象である東日本地区の所在する地方公共団体が入札または指名見積合わせ（入札等）の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）に係るものである。さらに、クラレケミカルの担当者である■■■■において、平成25年度から平成28年度に行われた本件各入札を対象として、本町化学の担当者から、「被告を頭メーカーとして指名する」との趣旨の連絡を受け、これを了承したことは、当事者間に争いがない。加えて、前記前提事実のとおり、実際、本件各入札では、平成25年度の入札を含めて、クラレケミカルの窓口業者であったアイ・ケー・エスが入札に参加し、他の納入（予定）メーカーにおいて、アイ・ケー・エスの入札金額よりも高い概ね程度の金額で入札がされた結果、アイ・ケー・エスがこれらを落札し、原告と活性炭の売買契約を締結して納入業者となっている。そして、その落札価格についても、前記前提事実のとおり、本件各入札では1kg当たり230円から250円程度であったものが、本件基本合意の解消後の平成29年度から令和元年度までの入札では1kg当たり130円から135円となっているなど、本件基本合意の解消後の落札金額が、金額として100円以上、割合として4割から5割という大きな割合で下落している。

上記各事実によれば、平成25年度の入札を含む本件各入札においては、クラレケミカル及び本町化学を含む談合参加業者らの間で本件各合意に基づ

いた個別調整が行われ、その結果として、クラレケミカルの窓口業者であったアイ・ケー・エスがこれを落札して納入業者となったことが強く推認されるというべきである。

ウ 次に、クラレケミカルの担当者である[]は、平成30年1月12日に行われた公正取引委員会の事情聴取において、本件各入札について、本町化学の担当者である[]らに対し、宮城県の石巻地方広域水道企業団の鹿又取水場の案件をクラレケミカルが継続して納入していたので、引き続き頭メーカーとしてもらいたいと希望し、その後、希望どおりクラレケミカルが頭メーカーになると伝えられ、これを了解してクラレケミカルが頭メーカーになった旨供述している（甲33・10頁以下）

また、本町化学の活性炭グループに所属していた[]も、平成29年9月6日及び平成30年4月12日に行われた公正取引委員会の事情聴取において、本町化学において、クラレケミカルを含む談合参加業者らとの間で、個別の入札等における供給予定者の決定やその入札金額の連絡等の調整を行っていたことなどを供述するほか（甲2、3）、本町化学が公正取引委員会から受けた排除措置命令及び課徴金納付命令に係る取消訴訟（東京地方裁判所令和2年（行ウ）第22号）において提出されたものとして、本件各入札のうちの平成26年度から平成28年度までの入札について、入札が行われる前日までにクラレケミカルを含むメーカーの担当者に連絡を取り、自治体から窓口業者が入札に呼ばれていないかを確認していたことや、クラレケミカルの担当者が落札金額と協力札の金額を決めており、本町化学の担当者らが、クラレケミカルの担当者からクラレケミカル以外の協力札の金額の指示を受けて、入札に呼ばれている他の窓口業者のメーカーの担当者に協力札の金額を伝えたこと、そして、平成26年度の入札において、平成25年度の入札と同様に連続してクラレケミカルが供給予定メーカーとされたことなどが記載された陳述書（甲38）を作成している。

この点、被告は、本町化学の■■■■作成の上記陳述書について、本町化学が上記取消訴訟において自らがメーカーらへの価格等の伝達役にすぎなかったという主張を裏付けるものとして提出したものであって、その信用性に乏しいと主張するが、上記陳述書の内容は前記アの事実関係や上記のクラレケミカル■■■■の供述と整合するものであるし、仮に被告が主張するように、上記陳述書が上記取消訴訟における本町化学の主張を基礎付けるために作成、提出されたものであったとしても、いずれが主導したか否かはともかくとして、少なくとも、上記の各入札において、クラレケミカルが受注者や入札金額の決定に関与していたという点においては事実と反する記載をする格別の理由はなく、その信用性に欠けるものとはいえないから、被告の上記主張を採用することはできない。

エ 以上によれば、原告が実施した平成25年度の入札を含む本件各入札では、クラレケミカルも参加した本件各個別談合行為が行われ、その結果として、クラレケミカルの子会社であるアイ・ケー・エスが不当な価格でこれを落札したものと認めるのが相当であり、これはクラレケミカルないしその担当者の原告に対する不法行為を構成するものと認めるのが相当である。

(2) 被告の主張に対する判断

ア 本件各入札における具体的な個別調整の具体的な主張立証について

(ア) 被告は、本件各入札において、本町化学と被告との間のやり取りだけで個別調整が完結するはずがなく、各入札における全入札参加業者（窓口業者及びそれに紐づくメーカー）が特定され、それらの間でされたやり取りも併せて具体的に主張立証されなければ、個別調整の主張立証として不十分である旨主張する。

しかしながら、本件各入札においてされたクラレケミカルの子会社の不法行為の認定としては、前記(1)エの前記認定の限度で足り、それ以上に全入札参加業者（窓口業者及びそれに紐づくメーカー）の間でされた具体的な

やり取りまでは主張立証を要しないものと解するのが相当である。これに反する被告の主張を採用することはできない。

5 (イ) 次に、被告は、クラレケミカルにおいて、十全に対して自らが供給する活性炭の原告への納入価格を提示したことはあったが、窓口業者であるアイ・ケー・エスに対して納入価格を提示したことはなく、十全がどのように対応したか不明であると主張する。

10 しかしながら、クラレケミカルが本件基本合意をしていたことやアイ・ケー・エスがクラレケミカルの窓口業者として本件各入札に参加していたことは、前記前提事実のとおりである。そして、証拠（甲20、21）及び弁論の全趣旨によれば、クラレケミカルの窓口業者であるアイ・ケー・エスは、参加した平成25年度の入札を含む本件各入札について、活性炭の供給を予定していたメーカーがクラレケミカルであり、その入札価格については、十全の担当者からの指定に基づいて決定していたものであるという内容の文書を作成しているものと認められることに加え、被告において、十全やクラレケミカルの■■■■の認識等を調査して具体的な反論や反証
15 をするなどの態度を全くとっていないことを併せ考えると、本件各入札において、クラレケミカルが示した入札価格はその窓口業者であるアイ・ケー・エスに伝わっており、かつ、クラレケミカルの担当者である■■■■らは、自身が十全に提示した納入価格に基づいてアイ・ケー・エスが本件各入札
20 において入札をするということを認識していたものと認めるのが相当である。

したがって、被告の上記主張を採用することはできず、仮にクラレケミカルが十全にしか納入価格を提示していなかったとしても、前記(1)エの認定を左右するものと認めることはできない。

25 (ウ) 被告は、本件各入札において、活性炭の販売先が水ing株式会社であることと、原告との契約当事者が落札者のアイ・ケー・エスであること

だけしか把握しておらず、クラレケミカルの窓口業者であるアイ・ケー・エスが落札することができるように、他のメーカーが自身の窓口業者に対してアイ・ケー・エスの入札価格を上回る金額で入札するように指示するなどの不正な協力を行っていたことについては、被告の認識するところではなく、その立証もなされていないなどと主張する。

しかしながら、本件各個別談合行為について、被告が主張するような具体的な主張立証までは要しないことは、前記(ア)で説示するとおりである。また、前記(1)で説示するとおり、本町化学やクラレケミカルを含む談合参加業者らの間で現に本件基本合意がされていたことや、本町化学の■■■■において、本件個別談合行為が行われたことを示す供述や陳述書の作成をしていること、そして、この点についても、被告は、反論に当たるような具体的な主張や反証を全く行っていないことなどからすると、他のメーカー（談合参加業者ら）は、本件各入札においても、本件基本合意に基づいて、本町化学の調整の下、クラレケミカルが（前記(イ)で説示するとおり十全を経由するなどして）示した納入価格に基づくアイ・ケー・エスの入札価格を上回る金額で入札するように窓口業者に指示するなどして、クラレケミカル（談合参加業者ら）の窓口業者であるアイ・ケー・エスが落札することができるように不正な協力を行っていたものと認めるのが相当である。そして、クラレケミカル又はその担当者は、本件各入札において、本件基本合意に基づいた個別の調整行為が行われるということ自体は認識していたものと認めるのが相当であり（被告による具体的な反証等はされていない。）、仮に、クラレケミカル又はその担当者において、本町化学の担当者による調整行為や他のメーカーによる入札金額の指示を具体的に認識していなかったとしても、前記(1)の認定は左右されないというべきである。

したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

イ アウトサイダーについて

被告は、本件各入札には本件排除措置命令の名宛人となっていないアウトサイダーであるトーケミ及び多木化学が参加していたとして、このトーケミ及び多木化学が本件各入札における本件各個別談合行為に協力したという立証がないから、本件各入札におけるクラレケミカルの不法行為は成立しないと主張する。

しかし、まず、証拠（甲１）及び弁論の全趣旨によれば、公正取引委員会が、本件排除措置命令において、トーケミ及び多木化学について、本件基本合意に参加したものと認定しておらず、その名宛人としていないことは確かであるが、このことをもって、トーケミと多木化学が本件各入札において本件各個別談合行為に協力していたことが直ちに否定されるものではない。その上で検討するに、本町化学の■■■■は、平成３０年４月１２日の公正取引委員会の事情聴取において、多木化学について、インサイダーを意味する「Ａチーム」として認識していたという供述をしている（甲３・１３頁）。また、本町化学の■■■■は、トーケミが上記の「Ａチーム」であるとの供述をしていないものの、一方で、アウトサイダーを意味する「Ｂチーム」として認識していたという供述もしていない（甲３・１３）。そして、前記認定事実のとおり、本件各入札におけるトーケミの窓口業者による入札価格が、クラレケミカルの窓口業者であったアイ・ケー・エス以外の入札参加業者の入札価格と概ね似通っていることや、本件基本合意が解消された平成２９年以降に実施された入札における入札価格が、他の入札参加業者と同様に大幅に下落していることは、トーケミが本件各個別談合行為に協力していたことを推認させる事実ということが出来る（上記の本件基本合意の解消前後のトーケミに係る入札価格の価格差については、公正取引委員会が平成２９年２月２１日被告や本町化学らに立入検査に入ったという事実を考慮したとしても、その変動は大きいというべきであるし、証拠（甲２６ないし２９）及び弁論の全趣旨によれば、この点について、トーケミの窓口業者である株式会社ミナト

商会石巻営業所は、メーカーから提示された仕切価格の低下という事実以外には、その価格差を生じさせるような社会情勢や市況の変動などの特段の要因について、自らは全く認識しておらず、一切説明することができないという認識を示しているものと認めることができることからしても、上記の価格差は、トーケミが本件各個別談合行為に協力していたことを推認させる事実と考えるのが合理的である。) 。

以上によれば、トーケミと本町化学も、本件各入札において本件各個別談合行為に協力していたものと認めるのが相当である。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

(3) 小括

以上によれば、被告は、クラレケミカルが本件基本合意に基づいて本件各個別談合行為を行ったという不法行為に基づき、原告に発生した損害を賠償する責任を負うべきことになる。

2 原告の損害について

(1) 認定

ア 本件のように入札談合が行われたという事案において、これによって生じた損害は、談合が行われた入札の結果に基づいて支払われた代金から、これが行われなければ形成されたであろう想定落札価格（適正価格）を控除することによって求めることができるものと解される。

そして、適正価格は、現実には存在しなかった価格であり、一般的には当該価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済要因等に変動がない限り、当該行為が実施される直前の落札価格をもって想定落札価格と推認するのが相当と解されるものの（最高裁平成元年12月8日第二小法廷判決・民集43巻11号1259頁参照）、違反行為が相当長期にわたる場合や違反行為の前においても同様の行為が存在していた疑いがある場合には、違反行為終了後、公正かつ自由な競争によって行われた入札における現実の落

札価格をもって想定落札価格を推認することは、相応の合理性があるものと解するのが相当である。

イ この点、前記認定事実に加え、証拠（甲 2、3、33、38）及び弁論の全趣旨によれば、本件各入札の以前においても、本町化学の関与の下、東日本地区の所在する地方公共団体が入札または指名見積合わせの方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）について、メーカーの間で個別の談合行為が行われていたものと認めるのが相当であるから、本件各個別談合行為によって発生した原告の損害について、本件各年入札の直前に実施された入札における落札価格をもって想定落札価格（適正価格）と推認することは相当ではないというべきである。

ウ そこで、原告が主張するように、原告が本件各入札の後に実施した本件取水場等で用いる活性炭の入札における落札価格をもって想定落札価格（適正価格）を推認することができるかについて検討するに、前記前提事実のとおり、本件各入札の方式とその後の年度における入札の方式は、いずれも年間単価契約方式であって、その方式に差異はなく、入札時点における納入予定数量も、本件各入札では1年当たり22万2840kgから22万6153kgで推移しているのに対して、その後の平成29年度及び平成30年度は、1年当たり22万5000kgから23万6000kgほぼ横ばいで推移し、令和元年度は29万7000kgと増加しているものの、本件各入札との関係において、その後の入札の落札価格を想定落札価格（適正価格）の推認に使用することができないほどの、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等の著しい変動があるとまで認めることはできない。また、平成29年度の入札においては、公正取引委員会の立入検査の直後であることによる萎縮効果が発生した可能性があるものの、その落札価格（契約単価）は1kg当たり135円であり、平成30年度の入札も1kg当たり132円であって、格別の違いがないことからすると、上記の公正取引委員会の立

入検査の影響を考慮すべきものとは認められない。その他、原告が入札の方法により発注する本件取水場等向けの活性炭について、本件各入札後に、その価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済要因等に著しい変動があったものと認めることができないことからすると、平成29年度以降の入札は概ね公正かつ自由な競争によって行われたものと認めるのが相当であるから、前記前提事実の平成29年度、平成30年度及び令和元年度の落札単価に加え、購入予定数量が明らかな前記前提事実の令和2年度の落札単価によって、想定落札価格（適正価格）を推認するのが相当である。

エ そして、本件各入札及びその後の入札における落札価格の推移や購入予定数量の違いのほか、想定落札価格（適正価格）が現実には存在しなかったものであって、飽くまで想定されるというにすぎないことや、原告が損害についての立証責任を負うこととの関係で、実際の損害額を超える可能性のある認定は避けるのが相当であることなど、諸般の事情を考慮すると、想定落札価格（適正価格）の単価（適正単価）については、平成29年度の入札以降の落札価格で最も高い同年度の金額と同額の1kg当たり135円と認めるのが相当である。そして、この価格を前提とすると、別紙4「損害認定額計算書」のとおり、本件各入札の結果に基づく各年度の「契約単価」から上記の適正単価を控除した損害額の単価を、「契約単価」で除した割合を「損害金割合」（小数点以下第6位までの数値）とし、実際の「支払金額」に上記「損害金割合」を乗じて得られる「損害認定額」欄記載の金額の合計9154万2769円をもって、本件各入札におけるクラレケミカルによる本件各個別談合行為によって原告が被った損害と認めるのが相当である。

(2) 被告の主張について

ア 被告は、原告が主張するように、談合に係る基本合意の解消後に実施された入札の落札金額によって談合行為がなされなければ形成されたであろう想定落札価格（適正価格）を推認するためには、基本合意の解消の前後で「価

格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない」ことが原告によって主張・立証されなければならないとした上で、①平成29年度以前と平成30年度以降では入札仕様（契約条件）の一つである購入予定数量が著しく異なることから、それらの契約単価（落札価格）を単純比較して損害額を算定するのは不合理であること、②本件各入札の対象として供給が求められていた粉末活性炭の価格は、原料である木質系粉末活性炭の中国からの輸入価格の推移に大きく影響を受けるところ、本件基本合意が解消された平成29年以降、日本の事業者にとって中国製品を安価に輸入することができる為替相場に変わっており、このことが、同年度以降の原告による活性炭の入札における入札価格及び落札価格の低下に寄与したことが否定できないこと、③平成29年度以降の入札価格低下の理由は、社会情勢や市況の変動によってメーカーから株式会社ミナト商会石巻営業所に対する仕切価格が下がったことが原因であることからすると、原告が本件基本合意解消後の平成29年度から令和元年度までに実施した本件取水場等に用いる活性炭の入札における落札価格（契約単価）の平均値をもって、適正単価（適正価格）を推認することはできないと主張する。

イ この点、談合に係る基本合意の解消後に実施された入札の落札金額によって談合行為がなされなければ形成されたであろう想定落札価格（適正価格）を推認するためには、基本合意の解消の前後において、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動が全くないことまでは必要ではなく、そこに顕著な変動がないのであれば、これらを考慮するなどした上で、基本合意の解消後に実施された入札の落札金額によって適正価格を推認することは可能であるものと解するのが相当である。

ウ これを前提として検討するに、まず、①購入予定数量について、本件各入札においては、活性炭の納入仕様と共に購入予定数量が公表されているところ、一般的に、メーカーにとって、供給数量が増えるほど利益率が上がるこ

とから供給単価を下げやすくなり、その結果、入札・落札単価も下がる傾向になるということとはできる。しかし、前記前提事実のとおり、平成25年度から平成28年度までの本件各入札及び平成29年年度の入札においては、購入予定数量は概ね22万5000kg程度であったところ、令和元年度に購入予定数量が29万7000kgに増加して購入単価が若干下落していることは確かであるものの、これをもって、経済的要因等の顕著な変動があるとはまではいえないし、上記のように、令和元年度の入札に増加して購入単価が若干下落していることも考慮して適正単価（適正価格）を推認することは、十分に可能であると認めるのが相当である。したがって、上記のような購入予定数量の違いをもって、本件各入札の後の入札における落札価格（落札単価）に基づいて行った前記(1)の適正単価（適正価格）の認定は左右されないというべきである。

エ 次に、被告は、②本件各入札の対象として供給が求められていた粉末活性炭が原料である木質系粉末活性炭が中国から輸入によるものとして、為替の変動があった、具体的には、平成29年以降、中国製品を安価に輸入することができる為替相場に変わったとして、本件各入札の後の入札における落札価格によって適正単価（適正価格）を推認することはできないと主張する。しかし、活性炭の原料の全て、あるいは、ほとんどが中国産の原料を用いたものであると認めることはできないから、中国人民元と円との為替相場の影響が大きく活性炭の価格に影響するものと認めることはできない。この点を措いたとしても、本件各入札における最後の平成28年度の入札と平成29年度以降の入札との間の為替の変動が、落札価格に影響を与えるほどの大幅なものであったと認めるとはできず、これが価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に当たるものと認めることはできないから、被告の上記主張はその前提を欠くものであって、これを採用することはできない。

オ その他、被告は、③平成29年度以降の入札価格低下が、社会情勢や市況の変動によってメーカーから株式会社ミナト商会石巻営業所に対する仕切価格が下がったとの点にあるとも主張するが、結局、被告の主張は抽象的なものにすぎず、実際、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等の著しい変動があったと認めることはできないから、被告の上記主張についても、これを採用することはできない。

カ したがって、被告の上記各主張は、いずれも前記(1)で認定した想定落札単価（適正単価）や原告の損害額を左右するものと認めることはできない。

(3) 小括

以上によれば、別紙4「損害認定額計算書」のとおり、被告は、原告に対し、本件各入札におけるクラレケミカルの不法行為によって原告が被った損害として、9154万2769円を賠償するほか、上記不法行為と相当因果関係がある弁護士費用相当額として900万円を賠償すべきものと認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は前記第3・2(3)の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この部分を認容することとして、主文のとおり判決する。なお、被告の申し立てる仮執行免脱宣言については、相当ではないのでこれを付さない。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判官

齊藤 充 洋

(別紙1)

当 事 者 目 録

宮城県石巻市蛇田字新上沼116番地

	原 告	石巻地方広域水道企業団
5	同 代表者 企業長	齋 藤 正 美
	同 訴訟代理人 弁護士	松 坂 英 明
	同	村 田 知 彦
	同	郷 野 元 之
	同	安 西 文 衛
10	同 指 定 代 理 人	佐 藤 義 浩
	同	高 橋 壯 之
	同	野 村 佳 実
	同	柴 田 淳
	同	車 塚 久 嗣
15	同	早 坂 貴 由

岡山県倉敷市酒津1621番地

	被 告	株 式 会 社 ク ラ レ
	同代表者代表取締役	
	同訴訟代理人弁護士	内 田 清 人
20	同	中 村 竜 一
	同	澤 田 孝 悠
	同	小 原 啓 啓
	同	近 藤 直 也
	同	高 橋 茉 麻
25	同	村 松 裕 介

以上

No	年度	活性炭を使用 する施設の名称	受注業者	供給を受けた 活性炭のメー カー	供給を受けた 活性炭の品番	供給 回数	供給 年月日	供給数量	左欄 単位	契約単価 (円、税別)	支払 年月日	支払金額 (円、税込)	損害金割合	損害額 (円)	遅延利率 (%)	遅延利息 (円)	元利合計 (円)
1	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H25.6.24	9,720	kg	230.00	H25.7.12	2,347,380	0.426261	1,000,596			
2	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H25.6.27	9,720	kg	230.00	H25.7.12	2,347,380	0.426261	1,000,596			
3	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H25.7.4	9,720	kg	230.00	H25.8.16	2,347,380	0.426261	1,000,596			
4	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H25.7.11	9,720	kg	230.00	H25.8.16	2,347,380	0.426261	1,000,596			
5	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H25.7.18	9,720	kg	230.00	H25.8.16	2,347,380	0.426261	1,000,596			
6	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H25.7.25	9,720	kg	230.00	H25.8.16	2,347,380	0.426261	1,000,596			
7	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H25.8.1	9,720	kg	230.00	H25.9.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
8	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H25.8.5	9,720	kg	230.00	H25.9.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
9	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H25.8.8	9,720	kg	230.00	H25.9.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
10	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H25.8.8	9,720	kg	230.00	H25.9.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
11	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H25.8.29	9,720	kg	230.00	H25.9.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
12	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H25.9.5	9,720	kg	230.00	H25.10.18	2,347,380	0.426261	1,000,596			
13	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H25.9.12	9,720	kg	230.00	H25.10.18	2,347,380	0.426261	1,000,596			
14	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H25.9.19	9,720	kg	230.00	H25.10.18	2,347,380	0.426261	1,000,596			
15	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H25.9.28	9,720	kg	230.00	H25.10.18	2,347,380	0.426261	1,000,596			
16	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H25.10.18	9,720	kg	230.00	H25.11.15	2,347,380	0.426261	1,000,596			
17	H25	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H25.11.7	9,720	kg	230.00	H25.12.13	2,347,380	0.426261	1,000,596			
								165,240	kg	5%		39,805,460		17,018,132			
18	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H26.8.2	9,720	kg	235.00	H26.7.18	2,468,936	0.438468	1,081,672			
19	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H26.8.12	9,720	kg	235.00	H26.7.18	2,468,936	0.438468	1,081,672			
20	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H26.8.23	9,720	kg	235.00	H26.7.18	2,468,936	0.438468	1,081,672			
21	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H26.7.1	9,720	kg	235.00	H26.8.15	2,468,936	0.438468	1,081,672			
22	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H26.7.7	9,720	kg	235.00	H26.8.15	2,468,936	0.438468	1,081,672			
23	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H26.7.14	9,720	kg	235.00	H26.8.15	2,468,936	0.438468	1,081,672			
24	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H26.7.22	9,720	kg	235.00	H26.8.15	2,468,936	0.438468	1,081,672			
25	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H26.7.28	9,720	kg	235.00	H26.8.15	2,468,936	0.438468	1,081,672			
26	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H26.8.4	9,720	kg	235.00	H26.9.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
27	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H26.8.11	9,720	kg	235.00	H26.9.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
28	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H26.8.12	9,720	kg	235.00	H26.9.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
29	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H26.8.21	9,720	kg	235.00	H26.9.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
30	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H26.8.25	9,720	kg	235.00	H26.9.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
31	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H26.8.8	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
32	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H26.9.17	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
33	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H26.9.19	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
34	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H26.9.20	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
35	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	18	H26.9.22	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
36	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	19	H26.9.26	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
37	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	20	H26.9.28	9,720	kg	235.00	H26.10.10	2,468,936	0.438468	1,081,672			
38	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	21	H26.10.1	9,720	kg	235.00	H26.11.14	2,468,936	0.438468	1,081,672			
39	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	22	H26.10.9	9,720	kg	235.00	H26.11.14	2,468,936	0.438468	1,081,672			
40	H26	鹿又取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	石巻環境サービス㈱	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	23	H26.11.3	9,720	kg	235.00	H26.12.12	2,468,936	0.438468	1,081,672			
								223,560	kg	6%		56,739,528		24,878,488			

(別紙2)

損害賠償額計算書

№	年度	活性炭を使用する施設の名称	受注業者	供給を受けた活性炭のメーカー	供給を受けた活性炭の品番	供給回数	供給年月日	供給数量	左欄単位	契約単価(円、税込)	支払年月日	支払金額(円、税込)	損害金割合	損害額(円)	遅延利率(%)	遅延利息(円)	元利合計(円)
41	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H27.6.1	0,720	kg	249.00	H27.7.17	2,613,902	0.470040	1,228,639			
42	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H27.8.8	0,720	kg	249.00	H27.7.17	2,613,902	0.470040	1,228,639			
43	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H29.6.10	0,720	kg	249.00	H27.7.17	2,613,902	0.470040	1,228,639			
44	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H27.6.29	0,720	kg	249.00	H27.7.17	2,613,902	0.470040	1,228,639			
45	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H27.7.7	0,720	kg	249.00	H27.8.14	2,613,902	0.470040	1,228,639			
46	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H27.7.16	0,720	kg	249.00	H27.8.14	2,613,902	0.470040	1,228,639			
47	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H27.7.24	0,720	kg	249.00	H27.8.14	2,613,902	0.470040	1,228,639			
48	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H27.7.31	0,720	kg	249.00	H27.8.14	2,613,902	0.470040	1,228,639			
49	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H27.8.7	0,720	kg	249.00	H27.8.11	2,613,902	0.470040	1,228,639			
50	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H27.8.10	0,720	kg	249.00	H27.8.11	2,613,902	0.470040	1,228,639			
51	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H27.8.11	0,720	kg	249.00	H27.8.11	2,613,902	0.470040	1,228,639			
52	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H27.8.20	0,720	kg	249.00	H27.8.11	2,613,902	0.470040	1,228,639			
53	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H27.8.27	0,720	kg	249.00	H27.8.11	2,613,902	0.470040	1,228,639			
54	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H27.9.1	0,720	kg	249.00	H27.10.18	2,613,902	0.470040	1,228,639			
55	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H27.9.7	0,720	kg	249.00	H27.10.18	2,613,902	0.470040	1,228,639			
56	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H27.9.11	0,720	kg	249.00	H27.10.18	2,613,902	0.470040	1,228,639			
57	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H27.9.18	0,720	kg	249.00	H27.10.18	2,613,902	0.470040	1,228,639			
58	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	18	H27.9.28	0,720	kg	249.00	H27.10.18	2,613,902	0.470040	1,228,639			
59	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	19	H27.10.5	0,720	kg	249.00	H27.11.20	2,613,902	0.470040	1,228,639			
60	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	20	H27.10.28	0,720	kg	249.00	H27.11.20	2,613,902	0.470040	1,228,639			
61	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	21	H27.10.28	8,280	kg	249.00	H27.11.20	2,226,658	0.470040	1,046,618			
62	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	22	H27.10.30	8,280	kg	249.00	H27.11.20	2,226,658	0.470040	1,046,618			
								210,990	kg	8%		59,731,362		25,698,000			
63	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H28.8.20	0,720	kg	243.00	H28.7.15	2,550,916	0.456955	1,165,653			
64	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H28.8.27	0,720	kg	243.00	H28.7.15	2,550,917	0.456955	1,165,653			
65	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H28.7.4	0,720	kg	243.00	H28.8.10	2,550,916	0.456955	1,165,653			
66	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H28.7.11	0,720	kg	243.00	H28.8.10	2,550,916	0.456955	1,165,653			
67	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H28.7.14	0,720	kg	243.00	H28.8.10	2,550,916	0.456955	1,165,653			
68	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H28.7.21	0,720	kg	243.00	H28.8.10	2,550,916	0.456955	1,165,653			
69	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H28.7.25	0,720	kg	243.00	H28.8.10	2,550,920	0.456955	1,165,654			
70	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H28.8.1	0,720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.456955	1,165,653			
71	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H28.8.4	0,720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.456955	1,165,653			
72	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H28.8.8	0,720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.456955	1,165,653			
73	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H28.8.18	0,720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.456955	1,165,653			
74	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H28.8.25	0,720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,920	0.456955	1,165,654			
75	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H28.9.1	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.456955	1,165,653			
76	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H28.9.5	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.456955	1,165,653			
77	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H28.9.12	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.456955	1,165,653			
78	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H28.9.20	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.456955	1,165,653			
79	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H28.9.26	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.456955	1,165,653			
80	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	18	H28.9.30	0,720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,920	0.456955	1,165,654			
81	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	19	H28.10.13	0,720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.456955	1,165,653			
82	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	20	H28.10.27	0,720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.456955	1,165,653			
83	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	21	H28.10.28	0,720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.456955	1,165,654			
84	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイ・ケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	22	H28.11.1	0,720	kg	243.00	H28.12.16	2,550,916	0.456955	1,165,653			
								213,840	kg	8%		59,120,197		25,644,370			
総計												209,496,517		84,198,958			

* 平成27年度及び平成28年度の支払金額(円、税込)は、まるめの関係で補正。

* 損害額(円)は、少数以下切捨て処理しています。

入札結果一覧表

年度	№	平成25年度 / (円)	平成26年度 / (円)	平成27年度 / (円)	平成28年度 / (円)
購入予定数量 (kg)		224,700	222,840	226,153	225,000
1	南河内製局 キャボットノリットジャパン(株)	250	262	270	270
2	カメイ(株)石巻営業所(経過)	-	300	-	-
3	南河内製局 水ing(株)	265	267	270	254
4	南河内製局 水ing(株)	260	250	256	262
5	南河内製局 水ing(株)	260	258	271	260
6	南河内製局 水ing(株)	320	280	249	275
7	南河内製局 水ing(株)	230	235	249	243
8	南河内製局 水ing(株)	268	252	266	255
9	南河内製局 水ing(株)	250	-	-	-
10	南河内製局 水ing(株)	-	-	-	-

上段：窓口業者
下段：納入(予定)メーカー

年度	№	平成29年度 / (円)	平成30年度 / (円)	令和元年度 / (円)
購入予定数量 (kg)		225,000	236,000	297,000
1	南河内製局 キャボットノリットジャパン(株)	215	218	-
2	カメイ(株)石巻営業所(経過)	-	-	-
3	南河内製局 水ing(株)	195	196	205
4	南河内製局 水ing(株)	180	190	198
5	南河内製局 水ing(株)	182	190	220
6	南河内製局 水ing(株)	160	132	128.9
7	南河内製局 水ing(株)	135	148	134
8	南河内製局 水ing(株)	196	194	218
9	南河内製局 水ing(株)	-	-	-
10	南河内製局 水ing(株)	-	-	-

上段：窓口業者
下段：納入(予定)メーカー

26

損害認定額計算書

No.	年度	活性炭を使用する施設の名称	受注業者	供給を受けた活性炭のメーカー	供給を受けた活性炭の品番	供給回数	供給年月日	供給数量	左側単位	契約単価(円、税別)	支払年月日	支払金額(円、税込)	損害金割合	損害認定額(円)	遅延利率(%)	遅延利息(円)	元利合計(円)
41	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H27.6.1	0.720	kg	240.00	H27.7.17	2,613,902	0.457831	1,196,725			
42	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H27.6.9	0.720	kg	240.00	H27.7.17	2,613,902	0.457831	1,196,725			
43	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H27.6.19	0.720	kg	240.00	H27.7.17	2,613,902	0.457831	1,196,725			
44	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H27.6.29	0.720	kg	240.00	H27.7.17	2,613,902	0.457831	1,196,725			
45	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H27.7.7	0.720	kg	240.00	H27.8.14	2,613,902	0.457831	1,196,725			
46	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H27.7.16	0.720	kg	240.00	H27.8.14	2,613,902	0.457831	1,196,725			
47	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H27.7.24	0.720	kg	240.00	H27.8.14	2,613,902	0.457831	1,196,725			
48	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H27.7.31	0.720	kg	240.00	H27.8.14	2,613,902	0.457831	1,196,725			
49	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H27.8.7	0.720	kg	240.00	H27.8.11	2,613,902	0.457831	1,196,725			
50	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H27.8.10	0.720	kg	240.00	H27.8.11	2,613,902	0.457831	1,196,725			
51	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H27.8.11	0.720	kg	240.00	H27.8.11	2,613,902	0.457831	1,196,725			
52	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H27.8.20	0.720	kg	240.00	H27.9.11	2,613,902	0.457831	1,196,725			
53	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H27.8.27	0.720	kg	240.00	H27.9.11	2,613,902	0.457831	1,196,725			
54	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H27.9.1	0.720	kg	240.00	H27.10.18	2,613,902	0.457831	1,196,725			
55	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H27.9.7	0.720	kg	240.00	H27.10.18	2,613,902	0.457831	1,196,725			
56	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H27.9.11	0.720	kg	240.00	H27.10.18	2,613,902	0.457831	1,196,725			
57	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H27.9.18	0.720	kg	240.00	H27.10.18	2,613,902	0.457831	1,196,725			
58	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	18	H27.9.28	0.720	kg	240.00	H27.10.18	2,613,902	0.457831	1,196,725			
59	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	19	H27.10.5	0.720	kg	240.00	H27.11.20	2,613,902	0.457831	1,196,725			
60	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	20	H27.10.28	0.720	kg	240.00	H27.11.20	2,613,902	0.457831	1,196,725			
61	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	21	H27.10.29	8.280	kg	240.00	H27.11.20	2,226,658	0.457831	1,019,433			
62	H27	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	22	H27.10.30	0.230	kg	240.00	H27.11.20	2,226,658	0.457831	1,019,433			
								210,860	kg	8%		66,731,382		25,673,346			
63	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	1	H28.6.20	0.720	kg	243.00	H28.7.15	2,550,916	0.444444	1,133,739			
64	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	2	H28.6.27	0.720	kg	243.00	H28.7.15	2,550,917	0.444444	1,133,739			
65	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	3	H28.7.4	0.720	kg	243.00	H28.8.19	2,550,916	0.444444	1,133,739			
66	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	4	H28.7.11	0.720	kg	243.00	H28.8.19	2,550,916	0.444444	1,133,739			
67	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	5	H28.7.14	0.720	kg	243.00	H28.8.19	2,550,916	0.444444	1,133,739			
68	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	6	H28.7.21	0.720	kg	243.00	H28.8.19	2,550,916	0.444444	1,133,739			
69	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	7	H28.7.25	0.720	kg	243.00	H28.8.19	2,550,920	0.444444	1,133,741			
70	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	8	H28.8.1	0.720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.444444	1,133,739			
71	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	9	H28.8.4	0.720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.444444	1,133,739			
72	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	10	H28.8.8	0.720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.444444	1,133,739			
73	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	11	H28.8.18	0.720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,916	0.444444	1,133,739			
74	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	12	H28.8.25	0.720	kg	243.00	H28.9.16	2,550,920	0.444444	1,133,741			
75	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	13	H28.9.1	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.444444	1,133,739			
76	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	14	H28.9.5	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.444444	1,133,739			
77	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	15	H28.9.12	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.444444	1,133,739			
78	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	16	H28.9.20	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.444444	1,133,739			
79	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	17	H28.9.28	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,916	0.444444	1,133,739			
80	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	18	H28.9.30	0.720	kg	243.00	H28.10.14	2,550,920	0.444444	1,133,741			
81	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	19	H28.10.13	0.720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.444444	1,133,739			
82	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	20	H28.10.27	0.720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.444444	1,133,739			
83	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	21	H28.10.28	0.720	kg	243.00	H28.11.18	2,550,916	0.444444	1,133,739			
84	H28	農水取水場、六本木浄水場(河北系及び北上系)	㈱アイケー・エス	クラレケミカル㈱	クラレコールPW-W5	22	H28.11.1	0.720	kg	243.00	H28.12.16	2,550,916	0.444444	1,133,739			
								213,840	kg	8%		60,120,187		24,842,283			
合計												299,496,517		91,542,769			

平成27年度及び平成28年度の支払金額(円、税込)は、まるめの関係で補正有。

損害額(円)は、少数以下切捨て処理。

これは正本である。

令和6年3月21日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

高橋

由紀江

